

2009年2月27日

各 位

新日本石油株式会社
新日鉱ホールディングス株式会社

経営統合に向けてのスケジュール変更のお知らせ

新日本石油株式会社（本社：東京都港区西新橋一丁目、社長：西尾進路）と新日鉱ホールディングス株式会社（本社：東京都港区虎ノ門二丁目、社長：高萩光紀）は、昨年12月4日、経営統合を行うことについて基本的合意に達した後、相互にデューデリジェンスを開始するとともに、両社社長を共同委員長とする統合準備委員会を設置の上、円滑な経営統合に向けて、具体的な協議を進めております。

この間、両社におきまして、経営統合のための諸手続きについて精査いたしましたところ、下記のとおり、経営統合に向けたスケジュールを変更することが必要になりましたので、お知らせいたします。

なお、スケジュール以外の両社間の基本的合意の内容に、変更はありません。

記

1. スケジュール変更の理由

本件経営統合（共同株式移転による統合持株会社設立）に関しては、米国連邦証券法に基づき、株式移転計画承認議案を付議する株主総会の招集通知を発する前に、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission、以下「SEC」という。）に対して登録届出書（Form F-4）を提出することが求められております。

同登録届出書においては、米国会計基準による財務諸表、SEC基準による原油・天然ガス埋蔵量等を開示することが要求されておりますが、同財務諸表の作成、原油・天然ガス埋蔵量の評価等に必要な期間を勘案し、下記2. のとおり、経営統合に向けたスケジュールを変更するものであります。

2. スケジュールの変更内容

スケジュール	変更前 (2008年12月4日公表)	変更後
「経営統合に関する本契約」（株式移転計画含む。）締結	2009年3月（予定）	2009年10月（予定）
株主総会（株式移転計画の承認決議）	2009年6月（予定）	2010年1月（予定）
統合持株会社の設立	2009年10月（予定）	2010年4月（予定）
中核事業会社の設立	2010年4月（予定）	2010年7月（予定）

（注）上記の変更後のスケジュールについては、登録届出書（Form F-4）の作成業務およびSECによる同登録届出書に係る事前審査等の進捗状況次第では、更に変更を要することとなる可能性があります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

新日本石油株式会社 広報部広報グループ TEL：03-3502-1124
新日鉱ホールディングス株式会社 CSR・広報担当 TEL：03-5573-5129

米国証券取引委員会（SEC）への文書提出

新日本石油株式会社（以下「新日本石油」）および新日鉱ホールディングス株式会社（以下「新日鉱HD」）は、共同株式移転案（以下「本件共同株式移転」）に関連してForm F-4 登録届出書（以下「Form F-4」）を米国証券取引委員会（以下「SEC」）へ届け出る可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容として、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれることとなります。目論見書およびその他Form F-4 に含まれる文書は随時修正される可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、新日本石油に関する情報、新日鉱HDに関する情報、共同株式移転ならびにその他の関連情報（取引の条件を含む）などの重要情報が含まれることとなります。新日本石油および新日鉱HDの米国株主におかれましては、各社の株主総会において共同株式移転について議決権を行使される前に、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される可能性のあるForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4 が提出された場合、目論見書およびその他本件共同株式移転に関連してSEC に提出される全ての文書は、提出後にSEC のホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。更に、株主の皆様には、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される目論見書およびその他全ての書類を無料で配布させていただきます。配布をご希望の方は、ファックスにて新日本石油（+81-3-3502-9862）または新日鉱HD（+81-3-5573-5139）までお申し込み下さい。

将来見通しに関する注意事項

本通知には、将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来見通しに関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、または特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、(1)マクロ経済の状況またはエネルギー・資源・素材業界における会社の競争環境などの業界の一般的な状況、(2)規制、訴訟に関する事項およびリスク、(3) 法制上の変化、(4) 税法その他の法律の改正、一般的経済状況の変化が及ぼす影響、(5) 取引を完了させるための条件が満たされないリスク、(6) 取引のために必要とされる規制当局の承認が取得できないリスク、または、承認が得られても予測せぬ条件が付帯するリスク、(7) 取引の遂行に関連するその他のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。